政令第

ry 号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一 項の事業の区分及

び規模を定める政令の一部を改正する政令

内 | 閣は、 特定デジタルプラットフォー ムの透明性及び公正性の向上に関する法律 (令和二年法律第三十八

号)第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定デジタルプラットフォー ムの透明性及び公正性 の向上に関する法律第四条第一 項の事業の区分及び規

模を定める政令(令和三年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

第一項の表に次のように加える。

				三
て商品等提供利用者が一般利用者に対して商	を目的とする場を提供し、及び当該場におい	は映像の投稿による他の一般利用者との交流	者に対して情報の検索又は文字、画像若しく	デジタルプラットフォーム提供者が一般利用
	おけるものに限る。)に係る国内売上額が千億円	として表示する役務の提供(当該事業に係る場に	よる商品等提供利用者の商品等に係る情報を広告	年度におけるデジタルプラットフォーム提供者に

	において同じ。)において一般利用者の広告	
係る国内売上額の合計額が五百億円	処理により構築した場所をいう。以下この号	
供(当該事業に係る場におけるものに限る。)に	して表示するために電子計算機を用いた情報	
において広告素材を広告として表示する役務の提	の広告表示枠(文字、画像又は映像を広告と	
年度における商品等提供利用者による広告表示枠	四 商品等提供利用者が一般利用者に対して自ら	
	のであること。	
	供利用者を主として競りにより決定するも	
	ロ 商品等に係る情報を表示すべき商品等提	
	外の者であること。	
	り、かつ、一般利用者が主として事業者以	
	イ 商品等提供利用者が主として事業者であ	
	あって、次のいずれにも該当するもの	
	品等に係る情報を広告として表示する事業で	

り決定するものであること。	
べき商品等提供利用者を主として競りによ	
告素材を広告として表示する役務を提供す	
ロ その広告表示枠において一般利用者の広	
して事業者であること。	
イ 商品等提供利用者及び一般利用者が主と	
のいずれにも該当するもの	
て表示する役務を提供する事業であって、次	
う。以下この号において同じ。)を広告とし	
い方式で作成され、及び記録されたものをい	
他人の知覚によっては認識することができな	
映像であって、電子的方式、磁気的方式その	
素材(広告として表示すべき文字、画像又は	

この政令は、令和四年八月一日から施行する。

附

則

理 由

特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に係る事業の区分として、 情報の検索等を目的とする場にお

いて商品等に係る情報を広告として表示する事業等を追加し、これらの事業について当該指定に係る規模を

定める必要があるからである。